

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

SRE ホールディングス株式会社

グリーンローン・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金用途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

借入人	SRE ホールディングス株式会社
評価対象	SRE ホールディングス株式会社 グリーンローン・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. SRE ホールディングス株式会社の概要

SRE ホールディングス株式会社（SREHD）はソニー株式会社の100%子会社（当時）のソニー不動産株式会社として2014年4月に設立された不動産会社である。

SREHD 及び連結子会社等から構成される SRE グループは、「リアルビジネスを内包したテックプロバイダー」として、「今の先鋭が10年後の当たり前 A DECADE AHEAD」をミッションに掲げ、「AIクラウド&コンサルティング」事業及び「ライフ&プロパティソリューション」事業を展開してきた。

「AIクラウド&コンサルティング」事業は、不動産/金融業界からIT/ヘルスケア領域まで様々な業界のDXに向けて、機械学習等のテクノロジーを活用したモジュールをベースにしたパッケージ型クラウドツールやテラーメイド型アルゴリズム等を提供する事業であり、「ライフ&プロパティソリューション」事業は、顧客への価値提供とテクノロジーの積極導入の両立を目指すアセットマネジメント、売買仲介コンサルティング、デベロップメント/インベストメント事業である。

▶▶▶2. SREHD の ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

SREHD では環境問題・社会問題をはじめとするサステナビリティへの取り組みは企業価値の向上につながる重要な経営課題と捉え、①実務有用性の高いテクノロジーの創出・社会実装を通じた少子高齢化等の社会的課題の解決、②環境・社会貢献をテーマとした「住・生活」環境の提案、③多様な人材活用、従業員が会社と共に成長する機会の提供、④高度なコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス意識の高い組織、リスク管理の高度化等をサステナビリティの重要なテーマとして設定し、それぞれが具体的な成果につながるよう施策の企画、着実な実行に取り組んでいる。

また、SREHD では、サステナビリティに関するリスクと機会を特定し、リスクの低減とともに、収益機会に対応した施策を打ち出している。その一環として、「ライフ&プロパティソリューション」事業における開発物件について、環境対応型の物件を投資対象としている。今般の評価対象であるフレームワークの適格クライテリアについても上記取り組みの一環といえる。

上記リスクと機会の特定及び監視は取締役会により行われ、四半期ごとに開催されるリスク管理委員会において、検証・協議が行われる。

▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

今般の評価は、グリーンローンにより調達する資金の用途を、環境改善効果を有するものに限定するために SREHD が定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）を評価対象とする。JCR は、本フレームワークが「グリーンローン原則¹」及び「グリーンローンガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、ローンマーケット協会（LMA）、アジア太平洋ローンマーケット協会（APLMA）、ローン・シンジケーション・トレーディング協会（LSTA）及び環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであり、法的拘束力をもつ「規制」には該当しない。当該原則及びガイドラインは現時点において国内外の統一された基準として広く受け入れられているため、JCR はそれらを評価根拠として参照する。

JCR は、2022 年 12 月 23 日に SREHD の本フレームワークに対してグリーンローン・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、SREHD が本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。

SREHD は、2022 年 12 月時点の本フレームワークにおいて、一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングの取得資金もしくは取得資金のリファイナンスを資金用途としている。グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、DBJ Green Building 認証 5 つ星～3 つ星、CASBEE 認証 S～B+ランク、BELS 評価 5 つ星～3 つ星のいずれかを取得済または取得予定の物件としている。JCR は SREHD の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

¹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

² 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

その上で、SREHD では、上記のグリーンビルディングの基準に関して、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 認証の適格ランクの変更につき、2025 年 3 月に変更している。いずれの変更についても、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

SREHD は、前回評価時と同様に、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。また、グリーンファイナンスによる調達資金の管理も適切に定められている。レポート内容についても、本フレームワークに基づく情報開示が引き続き予定されており、開示内容の適切性、透明性ともに確保されている。以上より、SREHD のグリーンファイナンスにかかる管理・運営体制について、前回評価時と同様に適切であり透明性が高いことを、JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンローン原則」、環境省の「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスについて、引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスにかかるレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

借入人の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

SREHD では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では、変更後のフレームワークのみ抜粋の上で記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定。

[適格クライテリア]

- ・グリーンビルディング

下記①-③の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

- ① DBJ Green Building 認証における 5 つ星～3 つ星
- ② CASBEE 建築（新築）・CASBEE 不動産における B+以上
自治体版 CASBEE における B+以上（ただし、工事完了日から 3 年以内のものに限る）
- ③ BELS 認証 （平成 28 年度基準） における 5 つ星～3 つ星

※物流倉庫を含む工場等において BEI=0.75 超を除く

BELS 認証（令和 6 年度基準）における以下のレベル

非住宅：レベル 4 以上

住宅：レベル 3 以上

【本フレームワークに対する JCR の評価】

SREHD は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 認証の適格ランクの変更を行っている。

変更がなされた認証の概要は以下の通りであるが、いずれの認証に関しても、変更後のフレームワークに定める適格クライテリアは、高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると JCR は評価している。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツ-

ルには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の「環境品質（Q=Quality）」と建築物の「環境負荷（L=Load）」の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークでは有効期間を工事完了日から3年以内としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の5つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目5項目、加点項目16項目とし、満点時に100点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

今般、SREHD が適格クライテリアに定めた認証水準を有する建物は、CASBEE-建築（新築）に関してはBEE1.0以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準はBEEではないものの、従来のCASBEE-建築等におけるB+相当の性能を有する物件と考えられる。

これらを踏まえ、当該クライテリアに定める認証水準は、総じて十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の2024年4月1日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、

建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

SREHD が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

SREHD が本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、経理財務部の担当が適格クライテリアへの適合が検討され、評価および選定を行う。

2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンローンによる資金調達を行うことは、経理財務部の担当が起案し、最終決裁者を代表取締役社長とする社内稟議によって承認される。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークにかかる今般の改訂について、部署名の変更であることを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

SREHD が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の充当計画

実行代わり金は専用の口座に入金された後、物件取得のために調達したローンを取得費用として送金を行う、又はリファイナンスのタイミングで、**経理財務部**担当者が実行代わり金入金口座から、返済のための送金を行う。

送金に際しては不動産事業本部**長**又は不動産事業本部統括部長の事前の承認を行う。

調達資金の追跡管理の方法

エクセルシート管理等により、入金された調達資金の額と充当状況がわかる管理簿等を**経理財務部の担当**が作成し、最終承認を CFO が行う。

追跡管理に関する内部統制および外部監査

監査法人による会計監査の対象となっている。 内部監査については、対象外

未充当資金の管理方法

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理する旨をグリーンローン借入時に貸付基本合意書の添付書類等で貸付人に開示の予定である。

資金使途の対象となるプロジェクトが売却などにより、資金使途の対象から外れる場合、当該物件のために調達したローンを期限前返済する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークにかかる今般の改訂について、現在の部署名や担当者への更新及びグリーンローンの資金管理に関する取扱いの明確化であり、監査については外部の第三者による監査が行われていることを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポートニング

SREHD が本フレームワークで定めるレポートニングについては以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

レポートニングにかかる本フレームワーク（抜粋）

資金充当状況レポートニング

調達資金が資金使途に充当されるまで、充当状況を年次で当社ウェブサイトにて年次で開示、もしくは貸し手に対して開示する。

インパクト・レポートニングの開示方法及び開示頻度

調達資金の残高が存在する限り、客観的に測定可能な限りにおいて、グリーンローンの環境改善効果を年次で当社ウェブサイト上に年次で開示、もしくは貸し手に対して開示する。

インパクト・レポートニングにおける KPI

取得した環境認証の種類とランク

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニングについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークにかかる今般の改訂について、グリーンローン原則やグリーンローンガイドライン等を受けた変更であることを確認しており、引き続き適切と評価している。

5. 組織のサステナビリティにかかる取り組み

SREHD 及び連結子会社等から構成される SRE グループは、「リアルビジネスを内包したテックプロバイダー」として、「今の先鋭が 10 年後の当たり前 A DECADE AHEAD」をミッションに掲げ、「AI クラウド&コンサルティング」事業及び「ライフ&プロパティソリューション」事業を展開してきた。

「AI クラウド&コンサルティング」事業は、不動産/金融業界から IT/ヘルスケア領域まで様々な業界の DX に向けて、機械学習等のテクノロジーを活用したモジュールをベースにしたパッケージ型クラウドツールやテラーメイド型アルゴリズム等を提供する事業であり、「ライフ&プロパティソリューション」事業は、顧客への価値提供とテクノロジーの積極導入の両立を目指すアセットマネジメント、売買仲介コンサルティング、デベロップメント/インベストメント事業である。

SREHD では環境問題・社会問題をはじめとするサステナビリティへの取り組みは企業価値の向上につながる重要な経営課題と捉え、①実務有用性の高いテクノロジーの創出・社会実装を通じた少子高齢化等の社会的課題の解決、②環境・社会貢献をテーマとした「住・生活」環境の提案、③多様な人材活用、従業員が会社と共に成長する機会の提供、④高度なコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス意識の高い組織、リスク管理の高度化等をサステナビリティの重要なテーマとして設定し、それぞれが具体的な成果につながるよう施策の企画、着実な実行に取り組んでいる。

また、SREHD では、サステナビリティに関するリスクと機会を特定し、リスクの低減とともに、収益機会に対応した施策を打ち出している。その一環として、「ライフ&プロパティソリューション」事業における開発物件について、環境対応型の物件を投資対象としている。今般の評価対象であるフレームワークの適格クライテリアについても上記取り組みの一環といえる。

上記リスクと機会の特定及び監視は取締役会により行われ、四半期ごとに開催されるリスク管理委員会において、検証・協議が行われる。

また、SREHD では、グループのサステナビリティに関する重要な課題について、執行役員以上が参加する経営会議において審議され、取締役会へ付議され、決定が行われる。また、法務コンプライアンス室が、環境に資する企画及び具体的な取り組みの推進を検討している。また、自社のマテリアリティの設定を含めたサステナビリティに係る取り組みは ESG の知見を有する社外取締役のアドバイスを受けて進めている。SREHD は、現在環境問題を含めたサステナビリティにかかる取り組みに関する開示は限定的ではあるが、今後開示を拡充していくことを企図している。

以上より、JCR では、SREHD の経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コモディティ、商品等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル